

弁護士記章規則（規則第三十五号）中一部改正

弁護士記章規則（規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号列記以外の部分中「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「（以下「法」という。）」を「（昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第三項中「第一項第六号」を「第一項第五号」に改める。

附 則

第五条第一項各号列記以外の部分及び第四号から第八号まで並びに第三項の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。